

※申込書類記入上の注意

- ①文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。また、消えるボールペンで記入した書類は受理できませんのでご注意ください。
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」について

個人の場合は、必ず連帯保証人による署名捺印（実印を鮮明に）をお願いします。

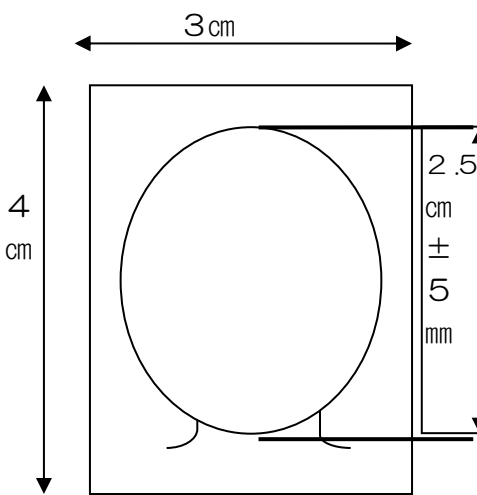
（未成年の場合は、必ず法定代理人が連帯保証人になってください。法定代理人に返済能力がない場合は、別に返済能力のある連帯保証人を立ててください。）

貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。

また、文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。

法人保証の場合は、連帯保証人となる法人が記入し（ゴム印可）、公印（社印等）を押印してください。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

	＜申請書に貼付する証明写真＞ 1 縁なしで、サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5センチメートル（±5ミリメートル） 2 申請者本人のみが撮影されたもの 3 提出の日付前6か月以内に撮影されたもの 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れていたりするもの イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡がかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等） ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの エ 平常時の相貌と著しく異なるもの
---	---